

令和4年度スマート農業普及推進事業におけるモデル経営体 募集要領（第2次募集）

令和4年9月8日農林部長決裁

（趣旨）

第1条 県は、スマート農業普及推進事業の実施に当たり、本県農業の発展に特に寄与することが見込まれる技術の導入による効果と普及に向けた改善点を明らかにするため、スマート農業技術の実証に取り組むモデル経営体（以下「モデル経営体」という。）を、以下のとおり募集する。

（実証する技術）

第2条 実証する技術については、埼玉県スマート農業アクションプラン（以下「アクションプラン」）の考え方に則した技術とし、農作業の省力化、効率化又は見える化を実現し、本県農業の発展に寄与するものとする。

また、令和4年度はアクションプランに位置付けられている「土地利用型作物の生産効率化に係る展開」、「県が育成した米など品種の特性に対応した展開」、「露地野菜の産地の強化に係る展開」に係る取組とする。

（実証する期間）

第3条 目標年度を実証開始年度の2年後とし、その期間内スマート農業技術の実証を行うものとする。

（応募資格）

第4条 県内に居住する農業者、事業所を置く農業法人、農業協同組合等であって、次のすべてに該当する者とする。

- （1）実証を通じて県内地域へ普及する役割を担う意欲があること
- （2）別紙の「モデル経営体選定基準」を満たすこと

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は別表1のとおりとする。

（採択予定件数）

第6条 採択件数は1件程度（予算の範囲内）とする。

（補助率等）

第7条 補助率は1/2以内とする。なお、補助金を含めた標準事業費は1,000万円とする。

(応募書類)

第8条 応募に当たっては、以下の書類を提出すること。(紙の場合は2部提出。)

(1) 事業実施計画書の承認申請書(様式1号)

(2) 添付書類

- ・事業実施計画書(別添様式1号)
- ・導入技術のカタログ
- ・参考見積書(3者)
- ・規模決定根拠
- ・概要書(生産、販売の概要)
- ・財務諸表、確定申告書の写し
- ・S-GAP等実践農場評価書等の写し
- ・データ収集体制図
- ・農業経営改善計画書(認定新規就農者の場合は青年等就農計画書)の写し
- ・農業経営のセーフティーネット制度への加入が分かる書類の写し※
- ・データ等に関する同意書(別添参考様式)
- ・その他、実施計画を説明する参考資料がある場合は当該資料

※農業経営のセーフティーネットとは、収入保険、農業共済、ナラシ対策又は野菜価格安定制度であって、事業によって導入される機械、施設又は設備を使用する事業に関して生じた収入減少、収穫量の減少、価格低下等について保障の対象とするものをいう。

(受付期間)

第9条 応募書類の受付期間は次のとおりとする。

令和4年9月16日(金)から令和4年10月14日(金)17時まで(必着)

(応募方法)

第10条 受付期間内に居住地又は事業所を所管する農林振興センターに必要書類を提出する。

(データ等に関する同意)

第11条 採択された場合には、次の事項に同意すること。

- (1) スマート農業普及推進事業実施要領(令和2年9月18日農林部長決裁)第4に基づく実施計画書及び第6に基づく事業実施状況等の報告の内容について、実証する期間、県や連携するメーカー等と情報共有すること。
- (2) 情報共有されたデータについては、県が施策の推進や農業者に対する指導に活用するほか、連携するメーカー等が技術の改良に活用すること、また個人情報を除き事業の成果として県が公表すること。
- (3) 県が行う実演会、研修会等へ協力すること。
- (4) 応募後に、提案いただいた事業実施計画の内容について、県と調整を行う場合があること。

(5) 事業完了の1年後までの間に農業経営のセーフティネットに新たに参加する計画を有している場合、その旨を県が埼玉県農業共済組合に情報提供すること。

(6) その他、県が必要と認める事項については協議の上、決定すること。

(審査)

第12条 審査は以下のとおり行うものとする。

(1) 県は応募書類の内容を別紙のモデル経営体選定基準に基づき検討し、別表2のポイント計算基準に基づき事業実施計画書ごとにポイントを算出してモデル経営体の候補者を選定し、埼玉県スマート農業普及推進研究会に対して意見・提言を求める。

(2) 県は(1)の意見・提言を参考に、モデル経営体を選定する。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は原則精算払とする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払もできるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和4年9月13日から施行する。

モデル経営体選定基準

1 実施体制（実証の主体）

県内に居住する農業者、県内に事務所を置く農業法人、農業協同組合等であり、以下の①から③を満たしているか。

- ①モデル経営体として、スマート農業技術の実証に取り組み、実証に係るデータ（栽培や農作業、経理に関する情報、技術的課題等）を県や共に実証するメーカー等に提供することが可能であること。
- ②目標年度は実証開始年度の2年後とし、その期間内スマート農業技術の実証を行うものであること。
- ③メーカーやベンダー等関係者の協力が具体的となっていること。

2 実証する技術

- (1) 農作業の省力化、効率化又は見える化を実現する技術であるか。
- (2) 本県農業の発展に特に寄与することが見込まれる技術の導入による効果の検証や技術的改善を図る内容となっているか。（アクションプランの考え方に則した技術とする。）
※令和4年度は、アクションプランに位置付けられている「土地利用型作物の生産効率化に係る技術」、「県が育成した米など品種の特性に対応した技術」、「露地野菜の産地の強化に係る展開」
- (3) 経営の規模や地域の特性を踏まえて技術を選択しているか。
- (4) 目標を達成するために適正な技術を選択しているか。また、その考え方が明確になっているか。
- (5) 経営規模に対して、初期投資やランニングコスト等の負担の程度が適切か。

3 達成目標

目標は現状の経営や地域特性を踏まえて設定され、スマート農業技術の導入による効果やスマート農業技術の改良を示しているか。

4 実証計画

- (1) 計画は実証等を行う時期、内容等を明確に示したスケジュールが示されており、その実現性は高いか。
- (2) 導入技術及び品目は、実証期間終了後、地域への普及を見込めるものとなっているか。

別表 1

補助対象経費	
経費区分	内 容
機械備品費	スマート農業技術の実証に係る機械・システム及びその付帯施設等（トラクター、コンバイン、田植機は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している、または令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものに限る。）
使用料及び賃借料	スマート農業技術の実証に係るシステム等
その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み

※ 経費に対する補助は初年度のみとする。

※ データ連携が可能な技術を実証する際は、「経営・生産管理システム」と連携すること。

別表 2 ポイント計算基準

項目	評価基準	ポイント数
1 実施体制	「モデル経営体選定基準」の1について (相対評価)	1～5
2 実証する技術	「モデル経営体選定基準」の2について (相対評価)	1～5
3 達成目標	「モデル経営体選定基準」の3について (相対評価)	1～5
4 実証計画	「モデル経営体選定基準」の4について (相対評価)	1～5
5 県等と情報共有するデータ	情報共有が必要なデータ及び事業を実施するにあたって得られるデータについて (相対評価)	1～5
6 S-GAP等の取組	S-GAP等のGAP認証を取得している場合	2
	S-GAP等のGAP認証を取得する見込みがある場合	1
7 認定農業者等	認定農業者、認定新規就農者の場合	1
8 農業経営のセーフティネット制度への取組	収入保険または農業共済等(事業対象品目が補償の対象であること)に加入している場合、又は、補助事業完了の1年後までの間に加入する計画を有しており、かつ計画を有している旨を埼玉県農業共済組合に情報提供することを承諾する場合	1

様式1号

番 号
令和4年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
(代表者名)
住所

令和4年度スマート農業普及推進事業実施計画の承認申請について

スマート農業普及推進事業実施要領（令和2年9月18日農林部長決裁）第4の1（第4の4）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- (注) 1 関係書類として、別添様式1号を添付すること。
2 必要に応じて知事が指示した書類を添付すること。

事業実施計画書

1 事業実施主体

氏名（法人名）		
（法人の場合） 代表者名		
住所（所在地）	〒	
連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	
経営の概要	経営耕地面積 及び作目	ha(うち田:〇〇ha、畑:◇◇ha、樹園地:□□ha) 〇〇:〇〇ha、〇〇:〇〇ha、〇〇:〇〇ha、
	労働力	家族・構成員: 名、 雇用:社員 名、パート・アルバイト 名
	直近の売上	万円(年月～年月)
	機械及び施設	(機械等の種類、規格、取得価額、耐用年数、補助金の比率等)
	S-GAP等の取組	
	農業経営のセーフティネット	<input type="checkbox"/> 加入済み() <input type="checkbox"/> 事業完了の1年後までの間に加入する計画を有している。
実証実施責任者		

2 実証する技術

(1) 導入の背景

対象作目	
対象面積	
対象作業	

(2) 取組の方向

--

※3：生育の向上効果については、農林振興センター農業支援部と連携して分析の上、データを用意してください。

※ 応募後に、提案いただいたデータの内容等について、県と調整を行う場合があります。

6 実証計画

令和4年度

内容（主体）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

令和5年度

内容（主体）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

令和6年度

内容（主体）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

7 地域農業への技術の普及の可能性やその考え方

--

8 事業完了予定年月日

年 月 日

9 経費

(1) 内訳

対象経費の内容	数量	単価	合計	備考
〇〇機 (◇◇システム)		円	円	
		円	円	
合計		円	円	

(2) 経費の配分

経費の区分	負担区分		
	県費	市町村費	その他
機械備品費	円	円	円
使用料及び賃借料			
その他経費			
合計			

10 添付書類

- (1) 導入技術のカタログ
- (2) 参考見積書
- (3) 規模決定根拠
- (4) 概要書（生産、販売の概要）
- (5) 財務諸表、確定申告書の写し
- (6) S-GAP等実践農場評価書等の写し
- (7) データ収集体制図
- (8) 農業経営改善計画書（認定新規就農者の場合は青年等就農計画書）の写し

- (9) 農業経営のセーフティネット制度への加入が分かる書類の写し
- (10) データ等に関する同意書（別添参考様式）
- (11) その他、実施計画を説明する参考資料がある場合は当該資料

別添参考様式

令和4年度スマート農業普及推進事業費におけるデータ等の取扱に関する同意について

番 号
令和4年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

事業実施主体名
(代表者名)
住所

令和4年度スマート農業普及推進事業を実施するに当たり、下記について同意します。

記

- 1 スマート農業普及推進事業実施要領（令和2年9月18日決裁）第4に基づく実施計画書及び第6に基づく事業実施状況等の報告の内容について、実証する期間、県や連携するメーカー等と情報共有すること
- 2 情報共有されたデータについては、県が施策の推進や農業者に対する指導に活用するほか、連携するメーカー等が技術の改良に活用すること、また個人情報を除き事業の成果として県が公表すること
- 3 県が行う実演会、研修会等へ協力すること
- 4 応募後に、提案いただいた事業実施計画の内容について、県と調整を行う場合があること
- 5 事業完了の1年後までの間に農業経営のセーフティネットに新たに加入する計画を有している場合、その旨を県が埼玉県農業共済組合に情報提供すること
- 6 その他、県が必要と認める事項については協議の上、決定すること